資料１－１

府中市総合計画市民検討会議の公開について

１　会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成１２年９月２６日条例第２７号）第３２条第１項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

> 府中市情報公開条例（抜粋）
>
> （会議の公開）
>
> 第３２条　附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
>
> （１）他の法令等に特別の定めがある場合
>
> （２）不開示情報に該当する事項を審議する場合
>
> （３）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

２　会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、配布する資料が閲覧用の場合については、会議終了後回収する。

３　傍聴できる人数の制限等

傍聴できる人数は、おおむね５人程度とし、会議室の広さを考慮したうえで、会議ごとに決定する。また、傍聴希望者は、会議の前日までに政策課に申し込むこととする。

４　会議の開催の広報

会議の開催に際しては、次の例のとおり日程や会場等を市報に掲載して周知を図り、事前に傍聴希望の申込みを受け付ける。なお、事前受付の際に、事務局職員から「当日は必ずマスクを着用すること、また、発熱等の風邪の症状がある場合には、当日でも構わないので事務局まで連絡の上、傍聴を見合わせること」を伝える。

> （例）**■府中市総合計画市民検討会議**
>
> ○月○日（○）午前○時　市役所北庁舎○階会議室／傍聴希望の方（先着５人）は前日までに、政策課へ／問合せは同課（３３５・４１８８）へ。

5　傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は、傍聴者名簿（別紙１）に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（別紙２）を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

6　会議録の作成及び公開

会議後は、要点記録による会議録を作成し、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

〇公開場所　　市役所３階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館、府中市ホームページ

〇会議録の内容

・会議名、開催回数、開催日時、開催場所
・出席者、傍聴人数
・会議内容（全体及び部会ごと）